

土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直しに係る食品健康影響評価について (平成 16 年 12 月 20 日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

1 経緯

我が国において、農薬は農林水産大臣の登録を受けなければ製造、販売等ができないこととされており、登録申請された農薬について、農林水産大臣は農薬取締法第三条第二項の規定に基づき環境大臣が定める登録保留基準等に照らして検査を行っている。

土壌残留の観点からは、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときに登録が保留されることとなっており、その基準は、現在、土壌中半減期が 1 年を超える場合には原則として登録が保留されること等となっている。

2 見直しの必要性

近年における化学物質対策に関する国際的な取り組みである「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」及び諸外国における農薬規制においては、環境中における残留性の高い物質の使用が規制されている。そのため、我が国における農薬の登録段階におけるリスク管理措置である登録保留基準の設定についても、これらの観点を考慮して改正する必要がある。

3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた後、農業資材審議会の意見を聴いて登録保留基準を改正する。